

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、附則第20条の2第3項の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

金沢市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月4日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第40号

金沢市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

金沢市学校給食共同調理場設置条例（昭和47年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条の表金沢市学校給食南小立野共同調理場の項を削り、同表に次のように加える。

金沢市学校給食東部共同調理場	金沢市田上第5土地区画整理事業地14街区3番地
----------------	-------------------------

附 則

この条例中第2条の表に金沢市学校給食東部共同調理場の項を加える改正規定は平成19年9月1日から、同表金沢市学校給食南小立野共同調理場の項を削る改正規定は平成20年4月1日から施行する。

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月4日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第41号

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

48	ウッドパーク小立野地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画ウッドパーク小立野地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
----	---------------------	---

別表第2に次の1号を加える。

48 ウッドパーク小立野地区地区整備計画区域

計画地区	制 限	
全域	用途の制限	次に掲げるもの以外のもの (1) 専用住宅 (2) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供する診療所 (3) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次

	<p>に掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）</p> <p>ア 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）</p> <p>イ 理髪店又は美容院を営む店舗</p> <p>ウ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの</p> <p>エ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>(4) 集会所</p> <p>(5) 公益上必要があると市長が認めるもの</p> <p>(6) 前各号に掲げる建築物に附属する自動車車庫及び物置その他これらに類するもので床面積の合計が50平方メートル以内のもの</p>
敷地面積の最低限度	165平方メートル
壁面の位置の制限	<p>1 建築物の壁面等から道路境界線又は隣地若しくは歩行者専用道路（以下この表において「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、0.8メートルとする。</p> <p>2 道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分（壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度に満たない距離にある建築物の部分）をいう。以下この表において同じ。）に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の独立した車庫については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>3 隣地等の境界線に係る壁面等の後退（隣地の境界線に係る壁面等の後退にあっては、当該隣地の所有者の同意がある場合に限る。）において、壁面後退部分に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の附属建築物については、第1項の規定は、適用しない。</p>
高さの最高限度	10メートル（集会所その他公益上必要があると市長が認めるものを除く。）
形態又は意匠の制限	屋根は、建築面積の3分の2以上をこう配が10分の2以上のこう配屋根とする（附属建築物の屋根を除く。）。

	垣又はさくの構造の制限	<p>道路又は隣地等に面して垣又はさくを設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線及び隣地等の境界線との間の敷地の区域をいう。）外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽、竹垣又はフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの</p> <p>(3) 前2号に掲げるものを組み合わせたもの</p>
--	-------------	---

附 則

この条例は、平成19年8月1日から施行する。

金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月4日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第42号

金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市公営企業の設置等に関する条例（昭和41年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 処理面積 8,833 ヘクタール

(3) 処理人口 442,610 人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月4日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第43号

金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

金沢市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「のうち2人まで」を削り、「それぞれ200円」を「1人につき200円」に改め、「、その他の扶養親族については1人につき167円」を削る。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の金沢市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第3項の規定は、平成19年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金

等」という。)を除く。以下同じ。)及び同年4月分以後の月分の傷病補償年金等について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び同年3月分以前の月分の傷病補償年金等については、なお従前の例による。

- 3 適用日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、改正前の金沢市消防団員等公務災害補償条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく損害補償(適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。)及び旧条例の規定に基づく傷病補償年金等(適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。)として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償及び傷病補償年金等の額の内払とみなす。

規 則

農林業等に関する補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月4日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第58号

農林業等に関する補助金交付規則の一部を改正する規則

農林業等に関する補助金交付規則(昭和32年規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表農業振興事業の部園芸作物近代化事業の項中「30分の13以内」を「10分の6以内」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成19年度分からの補助金について適用する。

告 示

●金沢市告示第198号

妊産婦、3歳未満児健康診査実施要綱(昭和48年告示第22号)の一部を次のように改正する。

平成19年7月4日

金沢市長 山 出 保

題名を次のように改める。

妊産婦及び3歳未満児健康診査実施要綱

第1条を次のように改める。

- 第1条 この要綱は、母性の保護と乳幼児の健全な育成を図るため、妊産婦及び3歳未満児(以下「妊産婦等」という。)に対して実施する健康診査に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条第2項を次のように改める。

- 2 健診は、母子健康手帳に併せて交付する受診票(以下「健診受診票」という。)に掲げる項目について行う。

第2条第3項中「健診」を「、健診」に改める。

第3条中「健診及び精検」を「健康診査」に改める。

第4条を次のように改める。

- 第4条 健診の時期は、妊婦にあっては妊娠8週、妊娠24週、妊娠30週及び妊娠36週の前後、産婦にあっては出産後1箇月頃、乳児にあってはおおむね生後1箇月及び6箇月、1歳児及び2歳児にあってはその誕生日ごとの前後とする。

第5条中「当該母子健康手帳とじ込みの受診票」を「、健診受診票」に改める。

第6条第1項を次のように改める。

健診を行った指定医療機関は、異常の有無、精検の要否その他必要事項を妊産婦又は保護者等に指示するものとする。

第6条第2項中「精検受診票」を「別に定める精検受診票(以下「精検受診票」という。)」に改める。

第8条中「健康診査受診票」を「健診受診票及び精検受診票」に改める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日以後に母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条の規定による妊娠の届出をした者について適用する。

平成19年（2007年）7月4日 印刷

発行人

金 沢 市

平成19年（2007年）7月4日 発行

発行所

金 沢 市 役 所

定価 120円

印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

カネモト印刷(株)